令和８年度
練馬区カーボンニュートラル化設備設置補助金のご案内

補助対象設備	補助対象者			補助上限額	補助金額
	個人	事業者	管理組合		
太陽光発電設備	○	○	○	定額　８万円	
エネファーム	○	○		定額　５万円	
エコキュート	○	○		定額　３万円	
高断熱窓・ドア	○	○	○	(1) 区内業者※2が施工した場合　20万円 (2) 区外業者が施工した場合　12万円	補助対象経費※1の１/６ （1,000円未満切り捨て）
ＬＥＤ照明 （マンション共用部分）			○	(1) 49戸以下　25万円 (2) 50戸～99戸　50万円 (3) 100戸以上　75万円	補助対象経費※1の１/２ （1,000円未満切り捨て）

※１　補助対象経費は、補助対象設備の機器費と工事費の合計額（消費税を除く）です。
　　　処分費や仮設足場費などの仮設費、事務手数料、諸経費など、間接的な工事費は含まれません。

※２　区内業者は、練馬区内に事業所・店舗・営業所などを有する施工業者のことをいいます。
　　　設置完了証明書、見積書または領収書のいずれかに記載された住所が練馬区内であることが必要です。

対象となる設備の設置完了日	申請受付期間
令和８年４月１日(水）～ 令和９年３月３１日(水)	令和８年４月１５日(水）～ 令和９年３月３１日(水）必着

※ **予算がなくなり次第、受付を終了します。**（予算残額は区ホームページでお知らせしています。）

申請方法

設置完了後、申請書類を**すべて揃えて**申請先に 郵送 または 持参 してください。

- ○ 申請書類に不足・申請内容に不備がない申請を到着順に受付します。
- ○ 審査は受付順に行います。持参の場合でも、窓口で書類の確認や審査は行っておりません。
- ○ 必ず申請書類の控えを保管してください。申請内容の確認のため、区から連絡をすることがあります。
- ○ 申請手続は、第三者に委任することができます。
- ○ **個人および個人事業主の場合**、下記フォームから**電子申請が可能**です。（本人のみ。委任する場合は不可）
  申請にはスマートフォンアプリ「xID」によるマイナンバーカードを利用した電子署名が必要です。

お問い合わせ・申請先

練馬区環境課地球温暖化対策係　補助金担当
〒176-8501　練馬区豊玉北6-12-1　練馬区役所本庁舎18階
（電話）03-5984-4706
ご案内は区ＨＰにも掲載しています

電子申請フォーム

【二次元コード】

【ＵＲＬ】
フォームのURL（インターネット）
https://logoform.jp/form/G2rU/1475388

1　申請手続の流れ

申請者		練馬区
設備設置の検討	→	申請に関するご質問等があれば お問い合わせください。 （お問い合わせ先は1ページに記載）

申請者

設備設置の検討

↓

設置完了

【対象】
令和８年４月１日～令和９年３月31日
の間に設置完了した設備

↓

交付申請（郵送または持参 → 練馬区：申請書類の確認）

【申請受付期間】
令和８年４月15日～令和９年３月31日

個人および個人事業主の場合、
電子申請が可能です。
（本人のみ。委任の場合は不可。）

【交付申請フォーム】
スマートフォンアプリ「xID」
によるマイナンバーカードを
利用した電子署名が必要です。
https://logoform.jp/form/G2rU/1475388

練馬区

申請書類の確認

- 書類に不備がある場合 → 返却（申請者へ）
- 書類に不備がない場合 → 受付

申請書類一式を返却します

不備を解消後、再度ご提出ください。

【電子申請の場合】
電話で不備内容をご連絡します。不備書類を再提出フォームからご提出ください。

【再提出フォーム】
再提出専用フォームです。
交付申請フォームから再提出は
できません。
https://logoform.jp/form/G2rU/1476605

↑（交付申請へ）

受　付

↓

審　査

↓ １～２か月程度※

補助金の交付決定通知 → 郵送 → 決定通知の受領

↓ １か月程度

補助金の交付
申請書記載の口座に交付決定額を振込
→ 振込 → 補助金の受領

※申請が集中した際には審査に時間がかかる場合があります。

2 要件・申請書類

※ 既存住宅を対象（新築住宅は対象外）

■ 個人

補助対象者の要件

1 区内に居住し、かつ、練馬区に住民登録があること。
2 設置に係る費用を自らが支払っていること。
3 住民税を滞納していないこと。
4 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、令和３年度以降にこの補助金の交付決定を受けたことがないこと。
5 暴力団関係者でないこと。

補助対象設備を設置した建築物の要件

1 申請時において申請者自らが現に居住している区内の住宅であること。
2 設置について所有者全員の承諾を得ていること。
3 令和３年度以降にこの補助金の交付を受けた同一種類の設備がないこと。
4 設置完了日が建物の全部事項証明書に記載の新築年月日から１年以上経過していること。
5 マンションの共用部分に設置する場合は、管理規約の取決めに基づいて設置し、必要に応じて管理組合から承諾を得ていること。

■ 事業者

補助対象者の要件

1 法人の場合は、本店、支店または事務所を区内に登記しており、従業員数20名以下であること。
個人事業主の場合は、区内の事業所で事業を営む者で、区内に居住し、かつ、練馬区に住民登録があること。
2 設置に係る費用を自らが支払っていること。
3 法人にあっては法人住民税を、個人事業主にあっては住民税を滞納していないこと。
4 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、令和３年度以降にこの補助金の交付決定を受けたことがないこと。
5 暴力団関係者でないこと。

補助対象設備を設置した建築物の要件

1 申請時において申請者自らが現に事業を営んでいる区内の事業所であること。（居住の用に供する建築物は対象外）
2 設置について所有者全員の承諾を得ていること。
3 令和３年度以降にこの補助金の交付を受けた同一種類の設備がないこと。
4 設置完了日が建物の全部事項証明書に記載の新築年月日から１年以上経過していること。
5 マンションの共用部分に設置する場合は、管理規約の取決めに基づいて設置し、必要に応じて管理組合から承諾を得ていること。

■ 管理組合

補助対象者の要件

1 区内のマンションの管理組合または管理者等であること。
2 設置に係る費用を自らが支払っていること。
3 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、令和３年度以降にこの補助金の交付決定を受けたことがないこと。
4 暴力団関係者でないこと。

補助対象設備を設置した建築物の要件

1 区内のマンションの共用部分のみに使用するよう、補助対象設備の設置を行っていること。
2 設置について総会等で承認の議決を得ていること。
3 設置完了日が建物の全部事項証明書に記載の新築年月日から１年以上経過していること。

太陽光発電設備

個　人　｜　事業者　｜　管理組合

要　件

1　太陽光発電システムを構成するモジュールが、下記いずれかのモジュール認証を受けたものであること。
　・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）
　・国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関
2　中古品、リース機器でないこと。
3　申請者が自ら取り付けたものでないこと。（設置は施工業者が行うこと。）

太陽光発電

申請書類（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）　※ 申請書（第１号様式）以外の書類は、コピーの提出可			確認
A（共通）		**補助金交付申請書兼請求書【第１号様式】** 原本を提出　区ＨＰからダウンロード 電子申請はフォーム入力につき不要	☐
A（共通）		**設置完了証明書【第２号様式】**　区ＨＰからダウンロード ○ 押印は電子印でも可	☐
A（共通）		**建物の全部事項証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	☐
A（共通）		**領収書および内訳が分かるもの** ○ 宛名は申請者名と同一でフルネームでの記載が必要（管理組合は管理組合名） ○ 機器費と工事費、対象経費と対象外経費が分かるもの ○ 領収書が発行されない場合には、P11をご参照ください	☐
B（補助対象設備別）		**太陽電池モジュールの枚数が全て確認できる写真（フルカラー）**	☐
B（補助対象設備別）		**太陽光発電設備の配置を記した図面**	☐
B（補助対象設備別）		**メーカー発行の保証書、メーカーまたは代理店発行の出荷証明書、メーカーまたは代理店発行の納品書 のいずれかの書類** ○ 氏名、住所、製品名、型番、保証開始日（出荷日または納品日）が記載されているもの	☐
B（補助対象設備別）		**下記いずれかのモジュール認証を受けたものであることが確認できる書類** ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET） ・国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関 （該当の型式が記載されている箇所にマーカーを引くこと、または付箋を貼ること）	☐
C（申請者区分別）	個人	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	☐
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	☐
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**補助対象設備の設置を行った事業所で事業を営んでいることを証する書類** ○ 事業所の住所が確認できるもの　（例）青色申告決算書、収支内訳書、営業許可証など	☐
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**法人の履歴事項全部証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	☐
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**令和７年度の法人住民税納税証明書または非課税証明書** ○ 納期限到来前の場合は、令和６年度の証明書 ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	☐
C（申請者区分別）	管理組合	**管理規約** ○ 表紙とマンション名、住所、共用部分の範囲が分かる箇所のみの提出で可 （住所、共用部分の範囲が分かる箇所にマーカーを引くこと、または付箋を貼ること）	☐
C（申請者区分別）	管理組合	**補助対象設備の設置に係る総会の決議書またはこれに代わるもの**	☐

※　消せるボールペン、鉛筆、修正液など、訂正が容易にできる筆記用具は使用不可　　※　印鑑が必要な書類にスタンプ印使用不可

エネファーム

個　人　事業者

要　件

1　一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されていること。

> 登録製品は、
> 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）
> のホームページで確認できます。

2　中古品、リース機器でないこと。
3　申請者が自ら取り付けたものでないこと。（設置は施工業者が行うこと。）

エネファーム

申請書類（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）　※ 申請書（第１号様式）以外の書類は、コピーの提出可

区分		書類	確認
A（共通）		**補助金交付申請書兼請求書【第１号様式】** 原本を提出　区ＨＰからダウンロード 電子申請はフォーム入力につき不要	□
A（共通）		**設置完了証明書【第２号様式】**　区ＨＰからダウンロード ○ 押印は電子印でも可	□
A（共通）		**建物の全部事項証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	□
A（共通）		**領収書および内訳が分かるもの** ○ 宛名は申請者名と同一でフルネームでの記載が必要 ○ 機器費と工事費、対象経費と対象外経費が分かるもの ○ 領収書が発行されない場合には、P11をご参照ください。	□
B（補助対象設備別）		**燃料電池ユニットの設置状況が確認できる写真（フルカラー）**	□
B（補助対象設備別）		**燃料電池ユニットの型式番号・製造番号が記載された部分の写真（フルカラー）**	□
B（補助対象設備別）		**メーカー発行の保証書** ○ 氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日または保証開始日が記載されているもの	□
C（申請者区分別）	個人	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	□
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	□
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**補助対象設備の設置を行った事業所で事業を営んでいることを証する書類** ○ 事業所の住所が確認できるもの （例）青色申告決算書、収支内訳書、営業許可証など	□
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**法人の履歴事項全部証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	□
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**令和７年度の法人住民税納税証明書または非課税証明書** ○ 納期限到来前の場合は、令和６年度の証明書 ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	□

※　消せるボールペン、鉛筆、修正液など、訂正が容易にできる筆記用具は使用不可　　※　印鑑が必要な書類にスタンプ印使用不可

エコキュート

個　人　事業者

要　件

1　一般社団法人日本冷凍空調工業会の冷凍空調機器性能検定制度に合格した製品として登録されていること。

> 登録製品は、
> 一般社団法人日本冷凍空調工業会
> のホームページで確認できます。

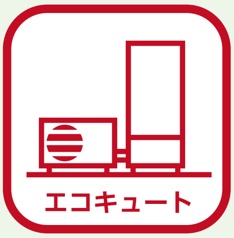

2　中古品、リース機器でないこと。
3　申請者が自ら取り付けたものでないこと。（設置は施工業者が行うこと。）

区分		申請書類（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）　※ 申請書（第１号様式）以外の書類は、コピーの提出可	確認
A（共通）		**補助金交付申請書兼請求書【第１号様式】**　原本を提出　区ＨＰからダウンロード　電子申請はフォーム入力につき不要	☐
A（共通）		**設置完了証明書【第２号様式】**　区ＨＰからダウンロード ○ 押印は電子印でも可	☐
A（共通）		**建物の全部事項証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	☐
A（共通）		**領収書および内訳が分かるもの** ○ 宛名は申請者名と同一でフルネームでの記載が必要 ○ 機器費と工事費、対象経費と対象外経費が分かるもの ○ 領収書が発行されない場合には、P11をご参照ください。	☐
B（補助対象設備別）		**貯湯ユニット、ヒートポンプユニットの設置状況が確認できる写真（フルカラー）**	☐
B（補助対象設備別）		**貯湯ユニットの型式番号・製造番号が記載された部分の写真（フルカラー）**	☐
B（補助対象設備別）		**冷凍空調機器性能検定制度に合格した製品に貼付される検定証（右図参照）が製品に貼付されていることが確認できる写真（フルカラー）**	☐
B（補助対象設備別）		**メーカー発行の保証書** ○ 氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日または保証開始日が記載されているもの	☐
C（申請者区分別）	個人	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	☐
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	☐
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**補助対象設備の設置を行った事業所で事業を営んでいることを証する書類** ○ 事業所の住所が確認できるもの （例）青色申告決算書、収支内訳書、営業許可証など	☐
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**法人の履歴事項全部証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	☐
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**令和７年度の法人住民税納税証明書または非課税証明書** ○ 納期限到来前の場合は、令和６年度の証明書 ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	☐

※　消せるボールペン、鉛筆、修正液など、訂正が容易にできる筆記用具は使用不可　　※　印鑑が必要な書類にスタンプ印使用不可

高断熱窓・ドア

個　人　事業者　管理組合

要　件

1　外気に接する部分に、内窓、外窓、ガラスまたはドアの設置・交換をすること。
2　国の「先進的窓リノベ2026事業」または「みらいエコ住宅2026事業」において、補助対象となる製品として登録されていること。

> 登録製品は、住宅省エネ2026キャンペーン（先進的窓リノベ2026事業・みらいエコ住宅2026事業）のホームページで確認できます。

3　中古品、リース機器でないこと。
4　申請者が自ら取り付けたものでないこと。（設置は施工業者が行うこと。）

申請書類（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）　※ 申請書（第１号様式）以外の書類は、コピーの提出可			確認
A（共通）		**補助金交付申請書兼請求書【第１号様式】**　原本を提出　区ＨＰからダウンロード　電子申請はフォーム入力につき不要	□
A（共通）		**設置完了証明書【第２号様式】**　区ＨＰからダウンロード ○ 押印は電子印でも可	□
A（共通）		**建物の全部事項証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	□
A（共通）		**領収書および内訳が分かるもの** ○ 宛名は申請者名と同一でフルネームでの記載が必要（管理組合は管理組合名） ○ 機器費と工事費、対象経費と対象外経費が分かるもの ○ 領収書が発行されない場合には、P11をご参照ください	□
B（補助対象設備別）		**設置状況が確認できる写真（フルカラー）**	□
B（補助対象設備別）		**設置を行った箇所を示した建築物の平面図** ○ 設置箇所ごとに番号を振ること。「領収書・内訳書」「設置状況写真」「性能証明書」に同じ番号を記し、整合が取れるようにすること。	□
B（補助対象設備別）		**先進的窓リノベ2026事業またはみらいエコ住宅2026事業の製品型番が記載された性能証明書** ○ 納品時にガラスに貼付されている「製品型番」が記載されたラベルの写真でも可	□
C（申請者区分別）	個人	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	□
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**令和７年度の住民税納税証明書または非課税証明書**　該当者のみ ○ 令和７年１月１日における住所が練馬区以外の場合のみ ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	□
C（申請者区分別）	事業者（個人事業主）	**補助対象設備の設置を行った事業所で事業を営んでいることを証する書類** ○ 事業所の住所が確認できるもの　（例）青色申告決算書、収支内訳書、営業許可証など	□
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**法人の履歴事項全部証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	□
C（申請者区分別）	事業者（法人）	**令和７年度の法人住民税納税証明書または非課税証明書** ○ 納期限到来前の場合は、令和６年度の証明書 ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの	□
C（申請者区分別）	管理組合	**管理規約** ○ 表紙とマンション名、住所、共用部分の範囲が分かる箇所のみの提出で可 （住所、共用部分の範囲が分かる箇所にマーカーを引くこと、または付箋を貼ること）	□
C（申請者区分別）	管理組合	**補助対象設備の設置に係る総会の決議書またはこれに代わるもの**	□

※　消せるボールペン、鉛筆、修正液など、訂正が容易にできる筆記用具は使用不可　　※　印鑑が必要な書類にスタンプ印使用不可

ＬＥＤ照明

管理組合

要　件

1　既設の蛍光灯等照明器具全体をＬＥＤ照明器具に交換すること。
2　ＬＥＤ照明への交換後の消費電力が、交換前に比べ、機器ごとに減少していること。
3　中古品、リース機器でないこと。
4　申請者が自ら取り付けたものでないこと。（設置は施工業者が行うこと。）

申請書類（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）　※ 申請書（第１号様式）以外の書類は、コピーの提出可			確認
Ａ（共通）		**補助金交付申請書兼請求書【第１号様式】**　原本を提出　区ＨＰからダウンロード	□
Ａ（共通）		**設置完了証明書【第２号様式】**　区ＨＰからダウンロード ○ 押印は電子印でも可	□
Ａ（共通）		**建物の全部事項証明書** ○ 申請日前６か月以内に発行されたもの ○ 「登記情報提供サービス」より出力した登記情報でも可	□
Ａ（共通）		**領収書および内訳が分かるもの** ○ 管理組合名の記載が必要 ○ 機器費と工事費、対象経費と対象外経費が分かるもの ○ 領収書が発行されない場合には、P11をご参照ください	□
Ｂ（補助対象設備別）		**消費電力確認表【第３号様式】**　区ＨＰからダウンロード ○ 「設置状況写真」「型式番号・消費電力が確認できる書類」「領収書・内訳書」に本様式の記号を照明器具ごとに記載し、整合が取れるようにすること。	□
Ｂ（補助対象設備別）		**設置状況が確認できる写真（照明器具の種類ごとに１枚、フルカラー）**	□
Ｂ（補助対象設備別）		**設置した照明器具の型式番号および消費電力が確認できる書類（カタログなど）**	□
Ｂ（補助対象設備別）		**戸数が確認できる書類（管理規約の該当部分など）**	□
Ｃ（申請者区分別）	管理組合	**管理規約** ○ 表紙とマンション名、住所、共用部分の範囲が分かる箇所のみの提出で可 （住所、共用部分の範囲が分かる箇所にマーカーを引くこと、または付箋を貼ること）	□
Ｃ（申請者区分別）	管理組合	**補助対象設備の設置に係る総会の決議書またはこれに代わるもの**	□

※　消せるボールペン、鉛筆、修正液など、訂正が容易にできる筆記用具は使用不可　　※　印鑑が必要な書類にスタンプ印使用不可

申請書類の作成例（ＬＥＤ照明）

消費電力確認表【第３号様式】 作成例

記号	交換前		交換後(LED)	
	消費電力 ※（W / 台）	台数	消費電力 ※（W /台）	台数
A	100	4	15.8	4
B	36	2	5.4	2
C	24	1	3.6	1

消費電力確認表の記号（Ａ～Ｃ）を 設置状況写真、領収書（内訳書）、カタログに記載します

※ 照明器具１台あたりの消費電力を記載します。50wのランプ２本で構成される場合は100wとなります。

設置状況写真 作成例

照明器具ごとに１枚撮影します

A

B

C

消費電力確認表【第３号様式】の記号を記載します。

Ａを４台設置
Ｂを２台設置
Ｃを１台設置

Ａ・Ｂ・Ｃの写真を
それぞれ１枚提出

領収書・内訳書 作成例

領収書

○○管理組合 御中

合計金額 1,100,000円（税込）

No.	品名	数量	金額（税抜）	
1	ＮＲＭ-8815-ＫＡ	４台	500,000円	A
2	ＮＲＭ-8817-ＮＫ	２台	300,000円	B
3	ＮＲＭ-8819-ＹＯ	１台	100,000円	C
	工事費		100,000円	
		小計	1,000,000円	
		消費税	100,000円	

消費電力確認表【第３号様式】の記号を記載します。

カタログ 作成例

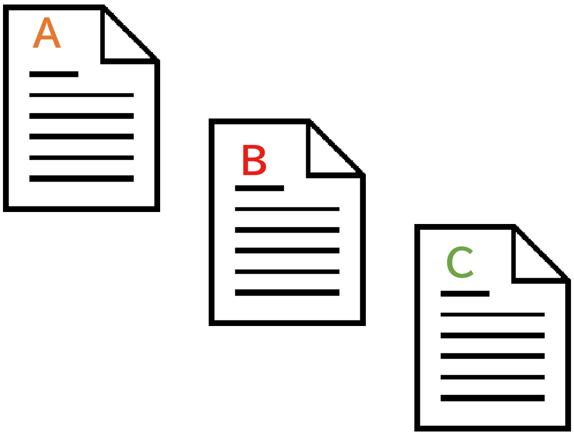

消費電力確認表【第３号様式】の記号を記載します。

ＬＥＤ照明への切り替えはお早めに！

一般照明用の **蛍光ランプ** は、2027年末までに、製造・輸出入禁止になります。

蛍光ランプからＬＥＤ照明への計画的な交換をお願いします。

【環境省ＨＰ】

3　よくある質問

申請手続について

No.	質問	回答
1	国や東京都の補助金と併用できますか。	併用可能です。
2	設備の販売会社や施工業者を紹介してもらえませんか。	区では個別の業者を紹介しておりません。 国は、消費者が安心してリフォームを行うことができるよう「リフォーム事業者団体登録制度」を運用しています。 以下のページで安心できるリフォーム業者を検索できます。 【事業者検索はこちら】 （一社）太陽光発電協会（JPEA）は、同協会が認定した「ＰＶマスター技術者」の在籍する事業者を紹介しています。以下のページで事業者を検索できます。 【事業者検索はこちら】

申請要件について

No.	質問	回答
3	建て替えた住宅に設備を設置しました。 補助対象となりますか。	建て替えた住宅は、新築住宅となるため対象外です。 設置完了日が建物の全部事項証明書に記載の新築年月日から１年以上経過している場合は対象です。
4	既存の戸建住宅を増築します。 増築部分に設置した設備は補助対象となりますか。	要件（３ページを参照）を満たしていれば補助対象となります。
5	２世帯住宅に住んでいます。 同一の設備を世帯別に１台ずつ設置しました。 それぞれの世帯ごとに、交付申請ができますか。	要件（３ページを参照）のほかに、以下の点を満たしていれば、それぞれの世帯で交付申請が可能です。 ・建物の登記が別であること ・領収書が別であること
6	施工業者が、練馬区外の場合でも補助対象となりますか。	施工業者が練馬区外でも補助対象となります。 高断熱窓・ドアに関しては、区内と区外の業者で補助上限額が異なりますので、ご注意ください。
7	全部事項証明書の表題部に記載の種類が「居宅兼事務所」の場合、個人・事業者どちらで申請すればいいですか。	補助対象設備を居宅と事務所の両方で使用している場合、「個人」・「事業者」どちらでの申請でも構いません。 領収書の宛名は、申請者名と同一である必要がありますのでご注意ください。
8	設備の交換・増設は補助対象となりますか。	交換・増設は補助対象です。（以下の場合を除く） ・ＬＥＤ照明（交換のみ対象） ・設備を構成する一部を交換・増設する場合 ・令和３年度以降に同一設備でこの補助金の交付を受けている場合
9	【高断熱窓・ドア】 過去に窓を設置・交換して区から補助金の交付を受けました。 新たにドアを設置・交換した場合、補助対象となりますか。	令和３年度以降に窓やドアの設置・交換で、この補助金の交付を受けていない場合は対象となります。

申請書類について

No.	質問	回答
10	建物の全部事項証明書、法人の履歴事項全部証明書の取得方法について教えてください。	お近くの法務局で取得できます。 建物の所有者でなくても、ご家族、第三者、誰でも取得できます。 取得には手数料がかかります。 （東京法務局練馬出張所） 大江戸線「練馬春日町」徒歩５分 練馬区春日町５-35-33　ＴＥＬ03-5971-3681
11	【管理組合】 建物の全部事項証明書は、理事長が所有する建物の証明書を提出するのでしょうか。	１戸分の全部事項証明書を提出してください。 所有者は問いません。
12	領収書の内訳が分かるものを提出する際、注意することはありますか。	機器費と工事費が分かるもの。また、諸経費などの対象外経費が分かるものである必要があります。 「一式」「コミコミパック」のように、機器費と工事費をまとめた内訳書は受け付けできません。 値引きがある場合には、どの費用から値引きされているかが分かるものである必要があります。
13	領収書が発行されない場合に、代用できる書類はありますか。	● 銀行窓口振込の場合 (1) 振込依頼書の写し ※ 申請者氏名が確認できるもの 以下の書類を提出する場合、(1)と(2)の両方の書類が必要になります。 ● ネットバンキングの場合 (1) 口座名義が確認できるものの写し ※ 申請者氏名が確認できるもの (2) 取引画面の写し ※ 入金の確認ができるもの ● クレジット一括払いの場合 (1) カード利用明細書（確定後）の写し ※ 明細書と請求書または見積書の金額が一致していること (2) 通帳の写し ※ 申請者氏名が確認できる部分（表紙など） ※ 引き落としが確認できる部分 ● 分割払いの場合 (1) 返済予定表の写し ※ 分割で支払うことが確認できるもの ※ 返済予定表と請求書または見積書の金額が一致していること (2) 通帳の写し ※ 申請者氏名が確認できる部分（表紙など） ※ 引き落としが確認できる部分（返済予定表の額と引き落とし額が一致していること）
14	保証書（出荷証明書、納品書）に記載の氏名が、申請者と同居している家族なのですが、問題ありませんか。	原則、申請者の氏名をフルネームで記載してください。 ただし、同一世帯の方の氏名でも問題ありません。
15	提出した書類を返却（コピー）してもらえませんか。	一度提出された書類を申請者の都合で、返却（コピー）することはできません。 必ず申請書類の控えを保管してください。

4　補助金額算出方法の例

【高断熱窓・ドアを設置した場合】

<table>
<tr><th>領収書（内訳）</th><th colspan="2">交付申請額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">機器費　993,600円
シャッター※　40,000円
値引き　▲50,000円

工事費　200,000円

合計（税抜）1,183,600円

消費税　118,360円

合計（税込）1,301,960円</td><td colspan="2">【補助対象経費】機器費と工事費のみ（税抜、シャッター代除く）
機器費993,600円＋工事費200,000円－値引き50,000円　＝　1,143,600円(税抜)</td></tr>
<tr><td>【区内業者が施工した場合】
①　1,143,600円×１/６　＝　190,600円
→　190,000円
（1,000円未満切り捨て）

②　補助上限額　200,000円

➡　交付申請額　190,000円
（①・②のうち低い額）</td><td>【区外業者が施工した場合】
①　1,143,600円×１/６　＝　190,600円
→　190,000円
（1,000円未満切り捨て）

②　補助上限額　120,000円

➡　交付申請額　120,000円
（①・②のうち低い額）</td></tr>
</table>

※シャッターや格子の代金は窓に付属する場合も補助対象経費に含まれません。

5　併用可能な国・東京都の補助事業

令和８年４月１日時点の情報

以下は、補助事業の一例です。事業の詳細につきましては、問い合わせ先にご確認ください。

国

事業名	対象設備	問い合わせ先
住宅省エネ2026 キャンペーン	エネファーム エコキュート 高断熱窓・ドア	補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-081-789 03-6629-1646（IP電話等）

東京都

事業名	対象設備	問い合わせ先
災害にも強く健康にも資する 断熱・太陽光住宅 普及拡大事業	太陽光発電設備 エコキュート 高断熱窓・ドア	クール・ネット東京総合相談窓口 03-5990-5236
東京ゼロエミポイント （家庭のゼロエミッション 行動推進事業）	エコキュート	東京ゼロエミポイントコールセンター 0120-083-255 03-6834-2621（IP電話等）
みんなのおうちに太陽光 （太陽光発電設備と 蓄電システムの共同購入事業）	太陽光発電設備	東京都 みんなのおうちに太陽光事務局 0120-723-100